

主要な論点

① 労働災害防止活動は、当該法人や各企業等の自主的な取組みで足りるのではないか。また、労働災害が減少している中で、補助金の見直しを行う必要はないか。

(参考)

- ・年千人率（労働者1,000人あたりの1年間の死傷件数）
全産業 20.3% (S41) → 6.1% (S61) → 2.3% (H20)
- ・度数率(100万延べ労働時間当たりの労働災害による死傷者数)
全産業 12.46% (S41) → 2.37% (S61) → 1.75% (H20)
- ・補助金の推移
1,191百万円 (H20) → 1,449百万円 (H21) → 1,020百万円 (H22)
- ・自己収入総額（平成20年度決算、補助金・委託費除く）
約61億円（総事業収入の約59%）
(広報収入27億円、安全衛生教育センター収入6億円、
安全衛生管理活動収入4億円、会費収入3億円)

② 当該法人が受託している委託事業の必要性はあるのか。十分な効果が上がっているのか。

(参考)

主な委託事業名

- ・労働者の健康の保持増進事業
- ・快適職場形成促進事業
- ・化学物質の長期吸入試験等事業

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。
- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切な体制であるか。とくに、管理部門の体制は過大となっていないか。

(参考)

ラスパイレス指数：人事院に調査依頼

常勤役員に占める国家公務員出身者：4／4

非常勤役員に占める国家公務員出身者：22／104

職員数：439人（常勤396人、非常勤43人）中、

うち、管理部門32人

うち、国家公務員出向者41人

- 不必要な余剰資産などを抱えていないか。不要なものは整理すべき。

(参考)

(億円)

現預金	有価証券	土地・建物	その他	計
34	2	17	16	69

(次ページに続く)

《労働災害防止活動》

- 労働災害防止活動は、当該法人や各企業等の自主的な取組みで足りるのではないか。また、労働災害が減少している中で、補助金の見直しを行う必要はないか。

- (参考) ・年千人率（労働者1,000人あたりの1年間の死傷件数）
全産業 20.3% (S41) → 6.1% (S61) → 2.3% (H20)
・度数率(100万延べ労働時間当たりの労働災害による死傷者数)
全産業 12.46% (S41) → 2.37% (S61) → 1.75% (H20)
・補助金の推移
1,191百万円 (H20) → 1,449百万円 (H21) → 1,020百万円 (H22)
・自己収入総額（平成20年度決算、補助金・委託費除く）
約61億円（総事業収入の約59%）
(広報収入27億円、安全衛生教育センター収入6億円、
安全衛生管理活動収入4億円、会費収入3億円)

(参考2) 労働安全衛生関係法令に基づき以下のような事項を事業者に求めているほか、労働基準監督署において、その履行確保や取組促進のための指導等を行っている。

- ・ 安全衛生委員会の設置など事業場内における安全衛生管理体制の整備（義務）
- ・ 工作機械への「カバー」の設置など危害防止措置の実施（義務）
- ・ リスクアセスメントなど自主的な労働災害防止活動の実施（努力義務）

(次ページに続く)

- 当該法人が受託している委託事業の必要性はあるのか。十分な効果が上がっているのか。

(参考) 委託事業一覧（事業名、委託額等）（平成 22 年度）

委託事業	委託額（円）	委託開始年度
派遣労働者に係る安全衛生管理の実施支援事業（商業）	20,485,999	平成 22 年度
製造業の元方事業者・関係請負人の混在作業における総合的な安全衛生管理の促進事業	15,460,387	平成 22 年度
安全衛生情報センター運営事業	349,112,023	平成 11 年度
労働者の健康の保持増進事業	443,056,551	平成 18 年度
小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	431,953,000	平成 11 年度
快適職場形成促進事業（中央センター）	60,676,000	平成 4 年度
職場における化学物質のリスク評価推進事業	80,650,692	平成 16 年度
化学物質管理支援事業	135,566,931	平成 12 年度
ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業	159,942,011	平成 21 年度
化学物質の長期吸入試験等事業	844,775,129	昭和 57 年度
過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業	120,663,556	平成 19 年度

- 日本バイオアッセイセンターに係る事業は、当該法人への委託方式で行うことが適當か。

(参考 1)

- ① 日本バイオアッセイセンターは、労働安全衛生法第 57 条第 5 項「国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。」を受けて、化学物質の長期がん原性試験を実施できる施設として設置された。
- ② 労働災害防止団体法第 11 条第 2 項に基づき当該法人は国から委託を受けて「化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行うこと」ができるとされている。

(次ページに続く)

③ 日本バイオアッセイセンター概要

吸入による長期がん原性試験を実施できる我が国唯一の施設である。

昭和 52 年

- ・新規化学物質の有害性調査・届出制度を創設する「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案」が国会で審議され可決される。
- ・衆参両院で化学物質の有害性調査のための施設の整備、有害性調査の実施を求める附帯決議がなされる。
- ・同国会で、I L O がん条約の批准が行われる。

昭和 54 年 4 月

日本バイオアッセイ研究センター設立準備室設置

昭和 55 年 8 月

本館建設工事開始

昭和 57 年 11 月

建物竣工、開所

昭和 58 年

吸入によるがん原性試験開始

(参考 2)

労働安全衛生に関する調査研究を行う機関としては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所がある。

- 当該法人が行う契約は適正なものとなっているか。随意契約は必要最低限となっているか。

(参考) 隨意契約件数、金額（平成 21 年度）

随意契約件数	135 件
随意契約金額	5 億 1,114 万円

(次ページに続く)

省内事業仕分け室作成資料

主な契約内容	金額
物流業務委託契約	5,940万円
運送に関する委託契約	4,633万円
建物設備保守管理業務委託契約	3,937万円
システム関係契約	1億8,000万円
印刷関係契約	8,300万円